

資料-1-4

中央区 グリーンインフラ ガイドラインの ご案内(案)

令和4(2022)年3月
中央区

グリーンインフラとは？

水と緑が持つ多様な機能を活用し、持続可能で魅力あるまちづくりを進めるハード・ソフト両面の取組です。「中央区グリーンインフラガイドライン」は、区や区民・事業者などが緑地・水辺の創出・維持管理に当たり、水と緑が持つ多様な機能を活用し、中央区ならではの地域の魅力向上、課題の解決を図るための取組指針として策定しました。

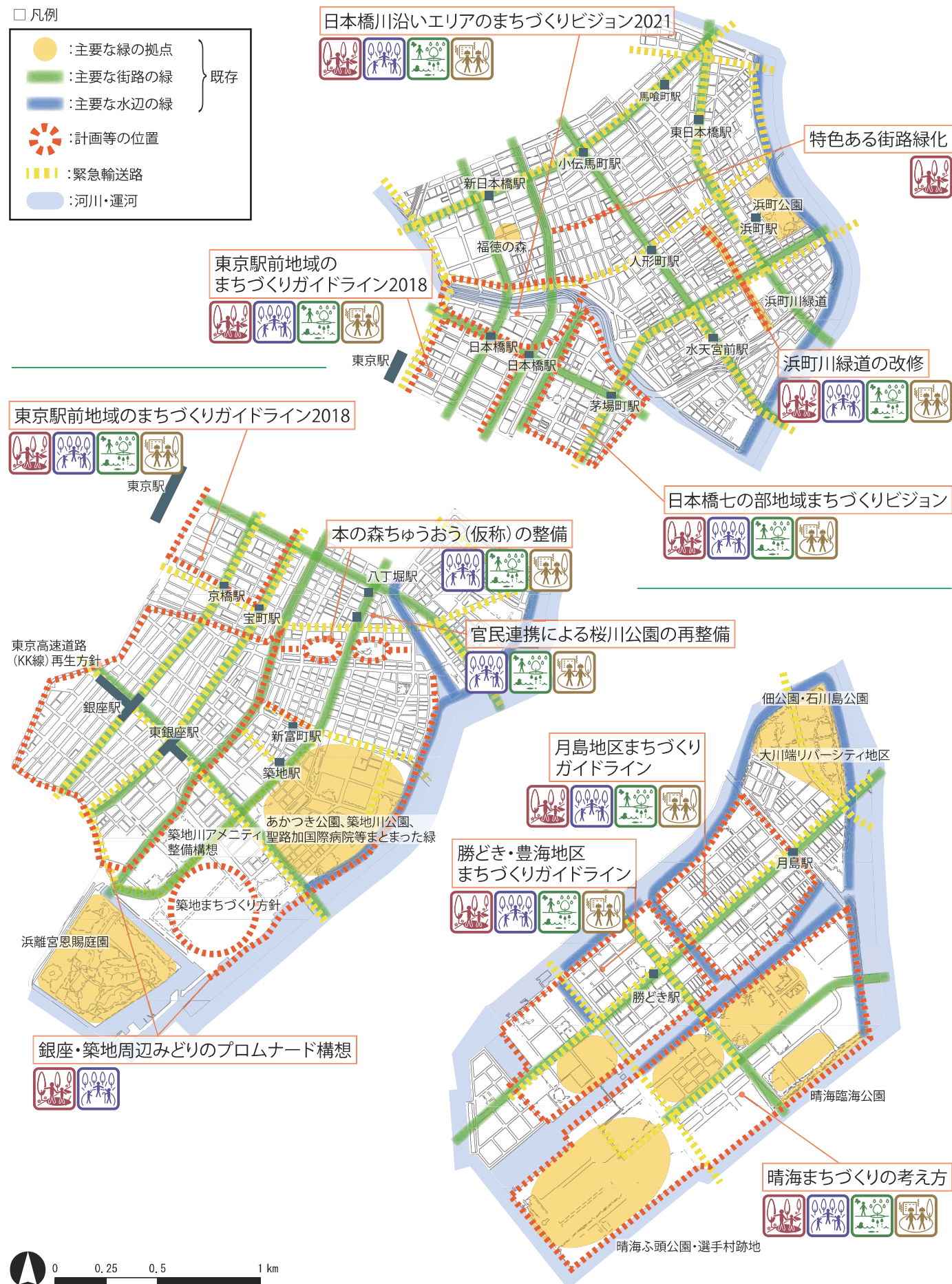
「水と緑が持つ多様な機能」とは？

水や緑、生物などの自然環境が存在すること、また、緑地やオープンスペースを活用することで得られる機能や効果には以下のようなものがあります。

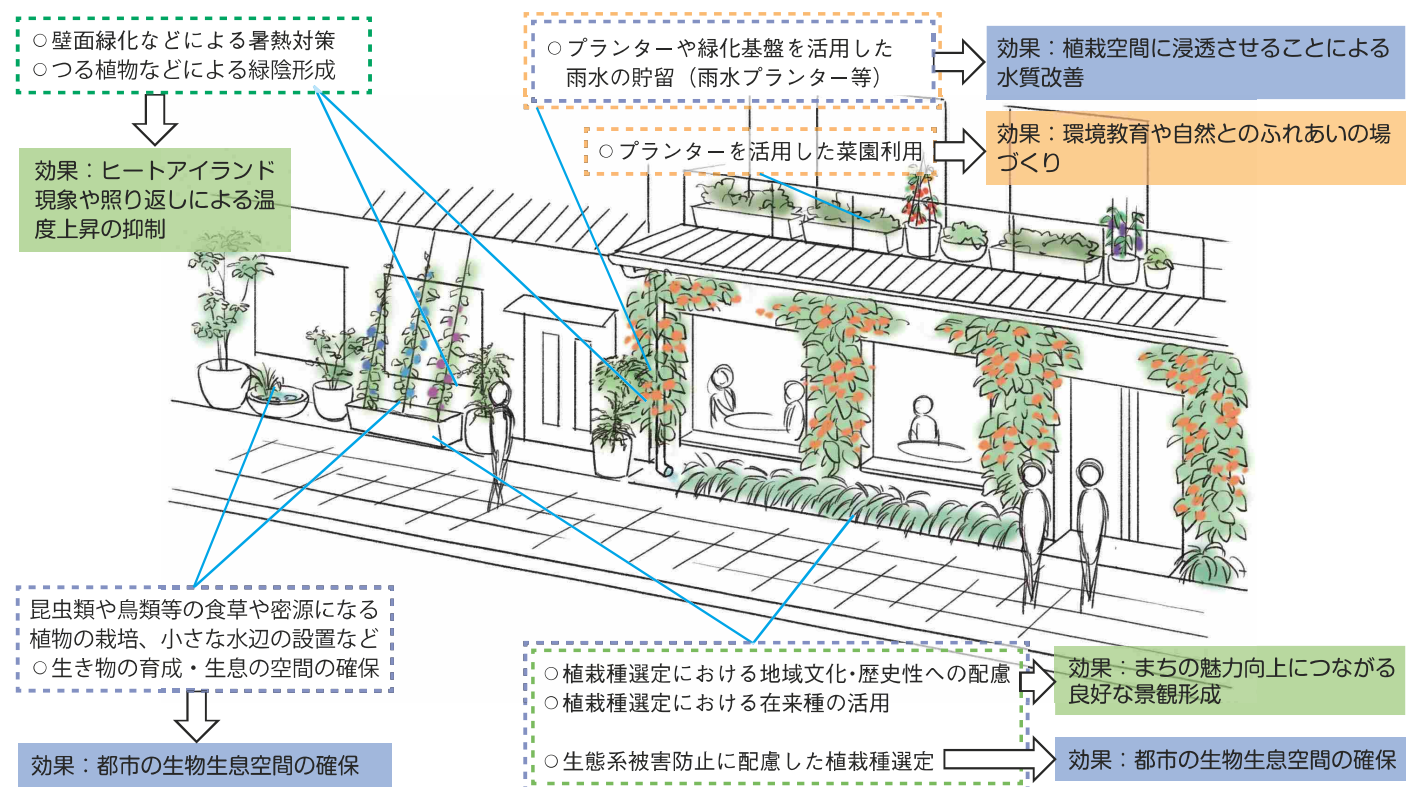


本ガイドラインは、平成31年(2019)年3月に改定された「中央区緑の基本計画」におけるリーディングプロジェクトとして、「グリーンインフラ」の考え方にに基づき、緑の景観の拡大・質的向上を図るための取組方針を策定したものです。

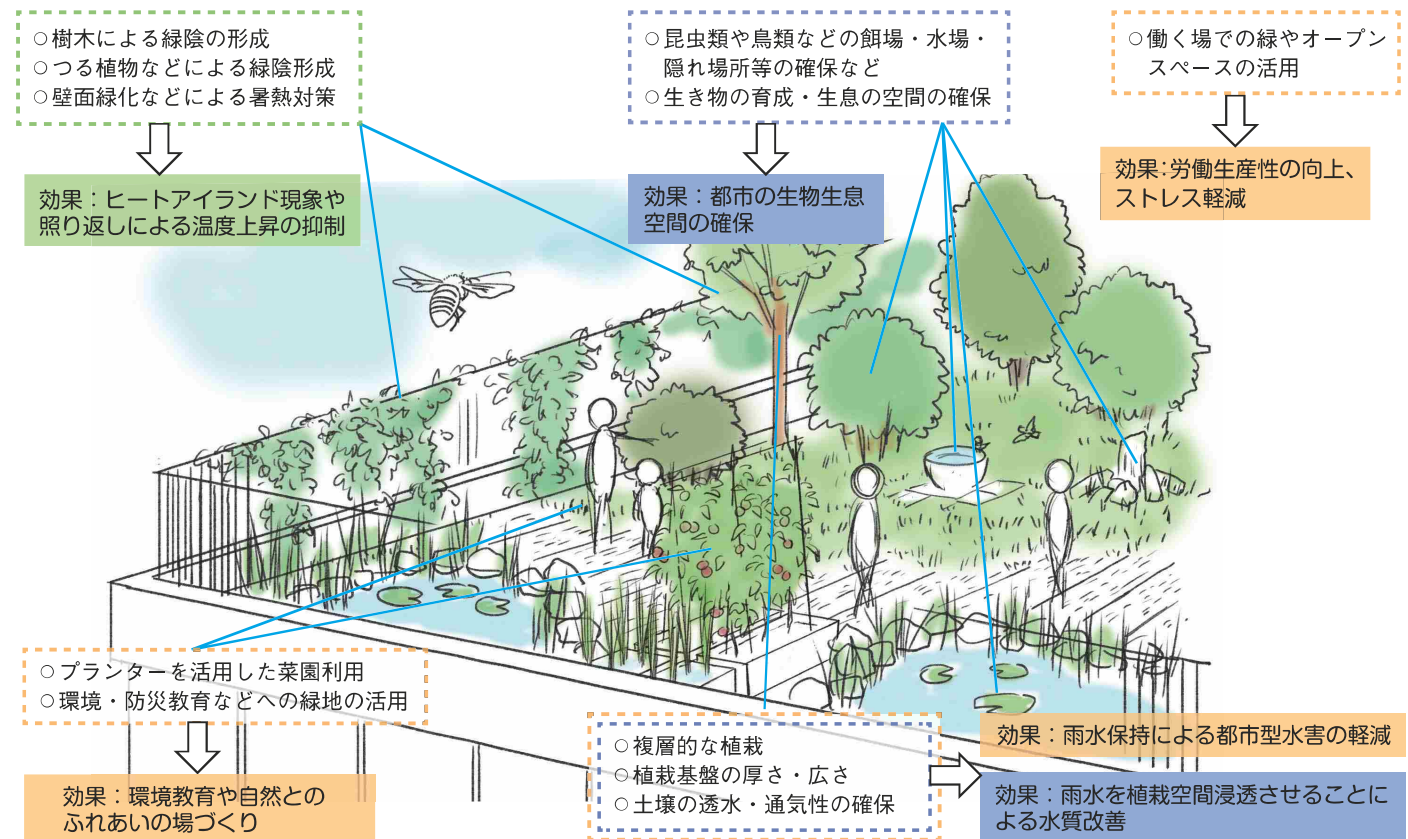
地域ごとのグリーンインフラ導入の方向性



個人の住宅や店舗における取り組み例



中規模集合住宅やオフィスビルなどにおける取り組み例



中央区グリーンインフラ基本指針

中央区の都市環境やさまざまな課題を踏まえ、
グリーンインフラによって目指すまちの姿として、以下の4つを基本指針とします。



基本指針 1

居心地がよく歩きたくなる 水と緑にかこまれたまち

水と緑を活用した暑熱対策や良好な景観形成により、まちの回遊性を高め、地域の方々の健康増進や観光・商業振興、都市の魅力・競争力の向上を図ることで、“居心地がよく歩きたくなる水と緑にかこまれたまち”を目指します。



基本指針 3

水と緑が守り、 育む環境共生型のまち

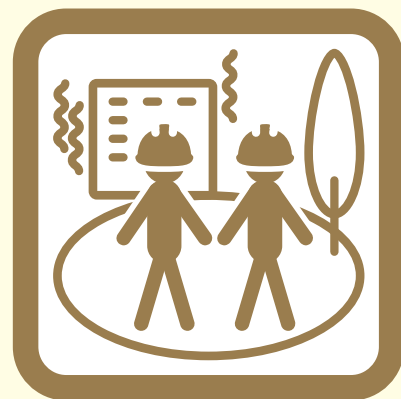
緑を活用した生物多様性の保全、都市の水管理を推進することで“水と緑が守り、育む環境共生型のまち”を目指します。



基本指針 2

水と緑を楽しみ、 魅力とにぎわいにあふれたまち

本区の貴重なオープンスペースを人の集う場、活動の場として高める取組を推進することで、“水と緑を楽しみ、魅力とにぎわいにあふれたまち”を目指します。



基本指針 4

緑が支える 防災・減災のまち

緑地・オープンスペースにおける防災・減災機能の向上により、“緑が支える防災・減災のまち”を目指します。

中央区グリーンインフラガイドライン本編・技術編の紹介

本パンフレットで紹介した「中央区グリーンインフラガイドライン」は、「本編」と「技術編」の2部で構成されています。グリーンインフラについて興味を持たれた方、ご自宅や事業所、店舗、まちづくりの場などで緑の創出に取組みたい方は是非こちらをご覧ください。



No.創出-1-3 樹木による緑陰の形成			
技術の概要			
■技術の目的 一定の高さ・枝張りの樹木（中高木以上）の植栽により、休憩スペースや歩行空間の直接的な日射遮蔽・樹冠で陰になる人工構造物（路面や壁面）の温度上昇の抑制（日向と比べて緑量の多い街路樹下は体感温度指標（標準有効温度）で4℃程度の削減効果 ^{※1} ）などの効果をもたらす緑陰を形成する。			
導入する局面	創出	維持管理	利活用
適用空間	水域		陸域
技術の内容・事例			
■技術の内容 ・緑陰を効果的に形成するには中高木（植栽時点で3~4 m程度）の植栽に配慮し、成長後の枝張りの伸長や根圏の確保を考慮して植栽配置を行う必要がある。 1. 公園・公開空地などの休憩スペースの緑陰形成例 ・まとまったスペースの得られる都市公園や商業施設の公開空地などでは複数樹種の組合せや大径木を活用した緑陰が確保できる。 2. 歩行空間・車道の緑陰形成例 ・街路樹やまちなかの歩道の緑は歩行者の快適性を高め、歩きたくなるまちづくりに寄与する。			
複数樹種の組合せによる公園の緑陰形成（シダレヤナギ+ヤマザクラ+ネムノキなど）		街路樹による車道・歩道空間の緑陰形成（樹種：ケヤキ）	
3. 動かせる緑陰ベンチ スペースの関係等で定常的な樹木植栽が行えない場所やイベント時の一時的な利用のために、樹木と生育基盤、休憩ベンチを一体とした可搬式の施設（緑陰ベンチ）を一定期間設置して緑陰を作る試みが導入されている。出典2、4			
動かせる緑陰ベンチとは、キャスターなどで移動可能なコンテナの内部に樹木を植え付け、樹木による良質な木陰と休憩スペースを組み合わせることで涼しい空間を形成する技術。樹木を植栽できない空間や人の多く集まる場所に設置することで簡易的に緑陰を形成、夏季の暑熱対策として活用できる。出典2			

技術編では、グリーンインフラ導入の具体的な技術や手法、事例などを紹介しています。



中央区グリーンインフラガイドライン・中央区グリーンインフラガイドライン(技術編)はこちらから入手できます。

中央区グリーンインフラガイドライン パンフレット

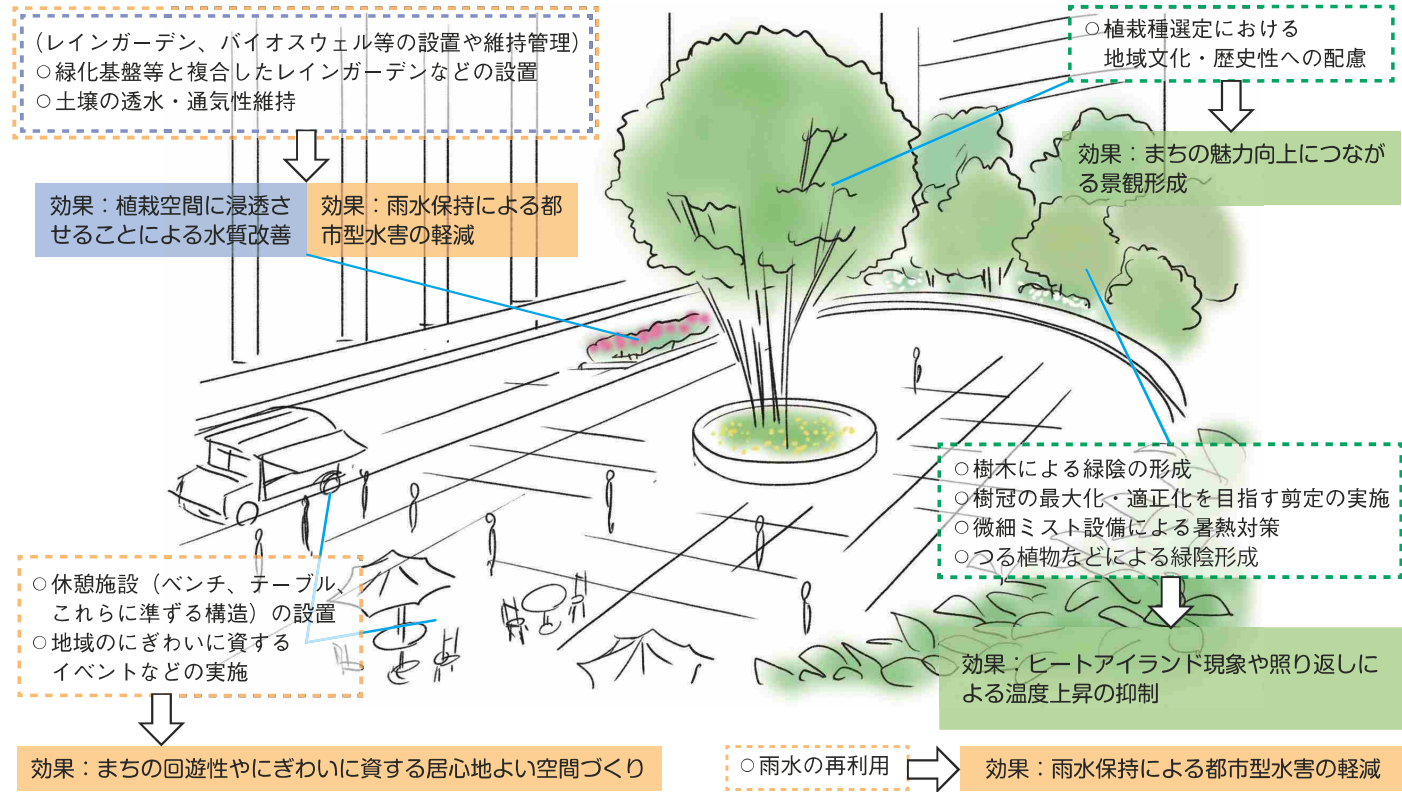
令和4(2022)年3月
刊行物登録番号 ●●-●●●

発行：中央区環境土木部水とみどりの課
東京都中央区築地一丁目1番1号
電話 03(3546)5434
編集：株式会社イト日本技術開発
東京都中野区本町五丁目33番11号

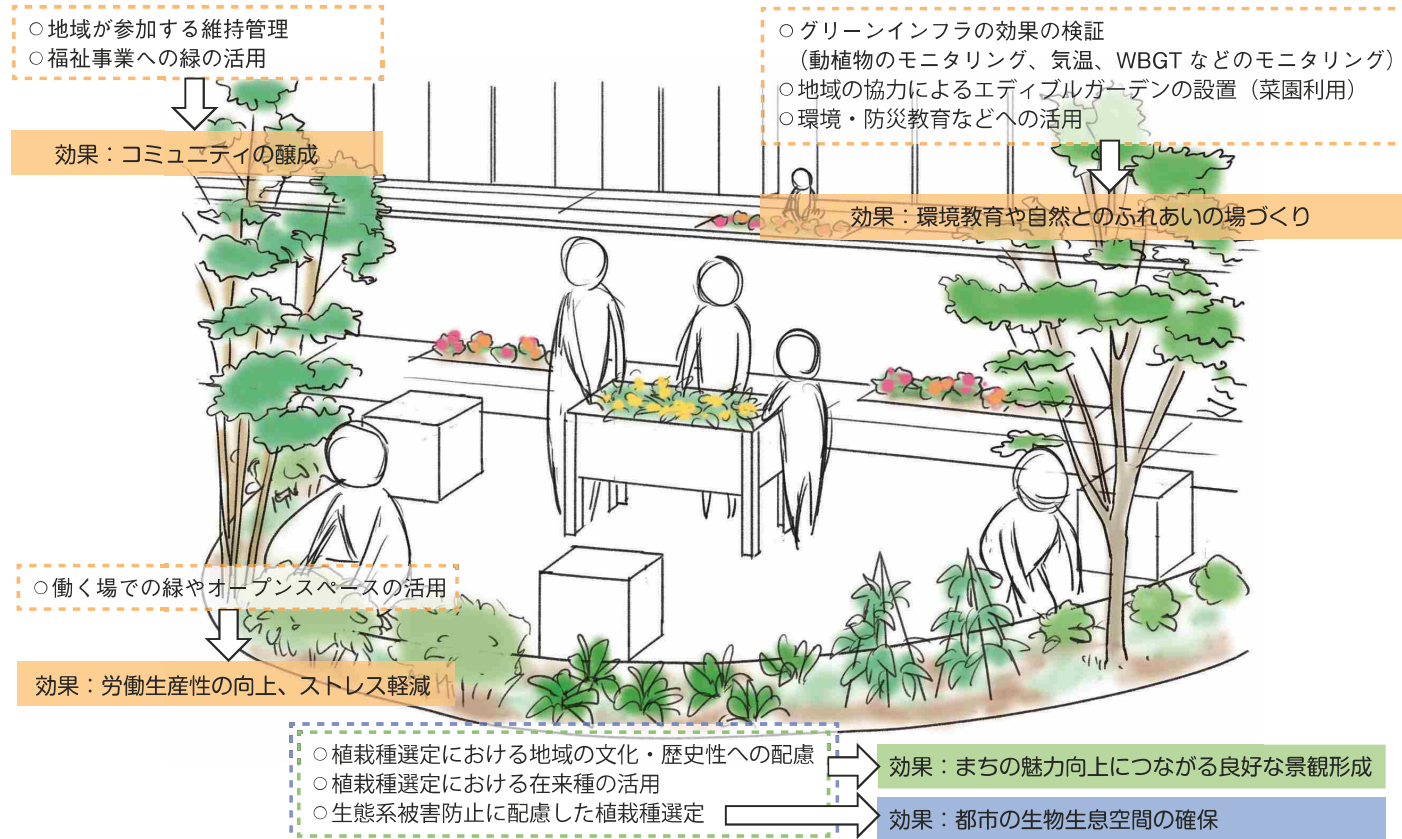


この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

大規模開発事業における取り組み例



NPOや市民団体による公共空間などでの取り組み例



緑化関連制度・問い合わせ先などの紹介

自宅や事務所の緑化に取り組みたい	<p>■緑化助成制度 環境土木部水とみどりの課 緑化推進係 03-3546-5434</p>
地域(公園や街路)の緑化に参加したい・関わりたい	<p>■花壇ボランティアへの参加 環境土木部水とみどりの課 道路緑化施設係 03 - 3546 - 5437</p> <p>■公園自主管理制度への参加 環境土木部水とみどりの課 公園河川係 03-3546-5435</p>
緑化や環境について学びたい・体験したい	<p>■区立環境情報センター講座・イベントへの参加 区立環境情報センター 03-6225-2433 https://eic-chuo.jp</p>
(団体向け) 区内の環境活動団体への支援	<p>■環境活動登録団体への登録 区立環境情報センター 03-6225-2433 https://eic-chuo.jp</p>
所有する土地を地域に開放した緑地として活用したい	<p>■市民緑地認定制度 環境土木部水とみどりの課 緑化推進係 03-3546-5434</p>
(事業者・大規模開発事業者向け) 官民連携により緑を活かしたまちづくりに貢献したい	<p>■グリーンインフラ活用型都市構築支援事業 環境土木部水とみどりの課 緑化推進係 03-3546-5434</p> <p>■公募設置管理制度(Park-PFI制度) 環境土木部水とみどりの課 公園河川係 03-3546-5435</p>